■東京テアトル株式会社

証券コード 9633

第 105 回 定時株主総会

招集ご通知

日時	2021年6月25日 (金曜日)
	午前10時(午前9時受付開始予定)

場所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号 日本教育会館3階

ーツ橋ホール

目	次

第105回定時株主総会招集ご通知 …	2
株主総会参考書類	٠ 6
事業報告	.39
連結計算書類	
計算書類	.59
監查報告書	.61

第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 当社株式の大規模買付行為に 関する対応方針(買収防衛策) の一部改定及び存続の件

株主総会に関するご案内

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は ございません。議決権を行使いただいた株主様 の中から、抽選で当社商品をお送りいたします。 つきましては、3ページをご高覧くださいます ようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

平素は格別のご支援・ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご挨拶に先立ち、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、影響を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況が収束しない中、映画館や飲食店の営業時間短縮や休業を余儀なくされている期間が断続的に長期化しており、当社グループの業績に重大な影響を与える事態が続いております。

一方で、飲食事業においてはセントラルキッチンを活かした中食・卸売ビジネスに参入し、業績を伸長させている他、映画館の設備投資や映像関連会社のM&Aを実施するなど次事業年度(2021年度)の業績V字回復を目指した政策を着実に推進しているところでございます。また、中古マンション再生販売事業も引き続き好調を維持しております。

しかしながら、役員報酬のカットをはじめとしたコスト削減や投資抑制も実施しており、影響の 長期化に備え、十分な手元流動性の確保に万全を期すべき状況にもあることから、誠に申し訳なく 存じますが、この危機を無事に乗り切るためにも、当事業年度の期末配当につきましては無配と させていただきたく存じます。

当事業年度に直面した試練に対し、各事業においては様々な新しい取組みを行い、次事業年度以降に繋がる成果も見えてまいりました。自社資源を最大限有効に活用することによって業績の早期回復を図り、復配を目指して、たゆまぬ努力を続けてまいりますので、株主の皆様には一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月 代表取締役社長

太日和宏

株主各位

東京都新宿区新宿一丁目1番8号 東京テアトル株式会社 代表取締役社長 太 田 和 宏

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会につきましては新型コロナウイルスの感染防止策を実施させていただいた上で開催いたします。なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使いただくことができます。お手数ながら、「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、2021年6月24日(木曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2021年6月25日(金曜日)午前10時(午前9時受付開始予定)
- 2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号

日本教育会館3階 一ツ橋ホール

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第105期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第105期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

取締役6名選任の件(6ページから10ページまで)

第2号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部改定及び存続の件(110%-35から38%-35まで)

(11ページから38ページまで)

以 上

- ◎法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち「業務の適正を確保するための体制及び運用 状況」「株式会社の支配に関する基本方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 」 「計 算 書 類 の 個 別 注 記 表 」 を イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 当 社 ウ ェ ブ サ イ ト (https://www.theatres.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。 従いまして、本招集通知の添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書 類及び計算書類の一部であり、また会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び 計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の 事項を当社ウェブサイト(https://www.theatres.co.jp/)に掲載いたします。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

〈株主様へのお願い〉

○新型コロナウイルスの感染防止に向けて、議決権行使書用紙のご返送又はインターネット (パソコン 又はスマートフォン)により議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げ ます。

〈ご出席される株主様へのお願い〉

- ○ご出席される株主様は、必ずマスクをご着用いただきますようお願い申し上げます。 新型コロナウイルスの感染状況や政府等の要請、ご自身の体調をお確かめの上、感染予防にご配慮 いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特にご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠 されている方におかれましては、ご出席について慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ○会場では検温及び手指消毒にご協力をいただくことがございます。また、体調不良と見受けられる 株主様にはお声がけをし、ご入場をご遠慮いただくことがございますので、予めご了承くださいます ようお願い申し上げます。
- ○会場スタッフは検温を含め体調を確認の上、マスク着用でご対応いたします。その他にも新型コロナウイルス感染予防に関する措置を講じておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営を変更する場合がございます。ご出席いただく場合には、予め当社ウェブサイトより発信情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.theatres.co.jp/

議決権行使のお礼について

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。株主総会にご出席の株主様を含め、 議決権行使書用紙のご返送又はインターネット(パソコン又はスマートフォン)により、<u>議決権を行使いただいた株主様の中から、議案の賛否を問わず、抽選で700名の方に当社商品をお送りいたします。</u> (2021年7月下旬発送予定)

 株主総会にご出席されない場合は、 決権行使専用紙に整否をご表示いた。

東京テアトル株式会社

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の重要な権利です。

議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会にご出席される場合



- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう お願い申し上げます。
- ・資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

2. 書面(郵送)で議決権を行使される場合



- ・同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。ご記入方法等は以下をご参照ください。
- <u>・なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に「賛成」</u> の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。

「行使期限」 2021年6月24日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

議決権行使書

東京テアトル株式会社 ##

各議家につき費 否の表示をされない場合は、費 成の表示があったものとして取 り扱います。

東京テアトル 株式会社

私は、2021年6月25日開催の責社第105回定時 主総会(継続会または延会を含む)における各議案につき、 右記(賛否を〇印で表示)のとおり議決権を行使します。

00000000

2021年 6月 日

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。 株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出下さい。

株主番号 00000000 議決権行使関数 00000000000

1

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- ●全員賛成の場合
- → 「賛」の欄に○印
- ●全員反対の場合
- 「否」の欄に○印
- ●一部の候補者の賛否を表示する場合
 - →「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、株主総会参考書類の 候補者番号をご記入ください。

第2号議案

- ●賛成の場合
- → 「賛」の欄に○印
- ●反対の場合

→ 「否」の欄に○印

3. インターネットで議決権を行使される場合





インターネット(パソコン又はスマートフォン)により議決権を行使いただく場合には、 5ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照くださいますよ うお願い申し上げます。

行使期限 2021年6月24日 (木曜日) 午後5時までとなります。

インターネットによる議決権行使のご案内

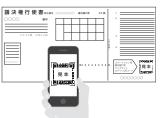
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。



スマートフォンをご利用の方(「スマート行使」のご案内)

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を 読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権 行使ウェブサイトから議決権を行使いただけます。※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み 取ってください。



2表示されたURLを開くとスマートフォン用 議決権行使ウェブサイト画面が開きます。

以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください。



なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使 書用紙裏面に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。



パソコンをご利用の方

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス してください。

https://www.web54.net

2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

▶電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時~午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者につきましては、指名・報酬等会議の答申を経て、取締役会で決定しております。

また、本議案が原案どおり承認された場合、社外取締役2名を東京証券取引所の定める独立役員として 指定する予定であり、当社の取締役の3分の1が独立社外取締役となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番	号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数	
1	#	がず かず ひろ 太 田 和 宏 1964年5月2日生	1989年4月 当社入社 2004年6月 当社営業企画部長兼広報室長 2006年6月 当社取締役営業企画部長兼広報室長就任 2007年3月 当社取締役映像事業本部長就任 2008年6月 当社取締役執行役員映像事業本部長就任 2010年6月 当社取締役執行役員経営企画室担当就任 2011年5月 当社取締役執行役員営業本部長就任 2011年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長就任 2012年6月 当社取締役専務執行役員事業企画室長兼飲食事業部長兼不動産販売事業部長就任	9,100株	
		 〔取締役候補者とした理 太田和宏氏は、2013年:	2013年 6 月 当社代表取締役社長就任 現在に至る 由] 5 月以来代表取締役社長を務めており、不採算事業からの撤退や新	規事業の開発	
		を含む経営の陣頭指揮を執るなど、その豊富な経験と実績から、今後も持続的な企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

番号	氏 名 生 年 月 日	略歴	、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
		1982年 4 月	東邦生命保険相互会社(現、ジブラルタ生命保険 株式会社)入社	
		2002年8月	当社入社	
			当社事業開発部長	
	たか くわ ひで あき		当社執行役員アセットマネジメント事業部長兼	
2	a magnetic state	2007年 0 万	プロパティマネジメント事業部長就任	7,500株
再任	1958年7月9日生	2009年 6 月	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	7,5007/
		2010年6月	当社取締役執行役員不動産事業部長就任	
		2011年6月	当社取締役常務執行役員不動産事業部長就任	
		2012年 6 月	当社取締役常務執行役員不動産賃貸事業部長就任	
			現在に至る	
1	[取締役候補者とした理	里由]		
	高鍬英昭氏は、これまで不動産賃貸関連事業部門を統括し、自社不動産の価値向上や新規収益不動産の			収益不動産の
	取得を推進するなど、そ	の豊富な経験と	実績から、今後も事業価値向上に貢献できると判断	し、引き続き
	取締役としての選任をお	お願いするもので	であります。	
		1985年4月	株式会社サントリーレストランシステム(現、株	
			式会社ダイナック)入社	
	まつ おか たけし	1990年7月	当社入社	
3	松 岡 毅	2010年6月	当社財務経理部長	6,600株
再任	1963年3月28日生	2014年 6 月	当社取締役執行役員管理本部長兼財務経理部長	0,0004/
1 4 122			就任	
		2015年7月	当社取締役執行役員管理本部長就任	
		2016年 6 月	当社取締役常務執行役員管理本部長就任 現在に至る	
	[取締役候補者とした理由]			
	松岡毅氏は、管理本部長として財務経理部門、総務部門、リスクマネジメント等を担当し、事業構造改革			
	や風土改革に十分貢献し	てきたことを踏	まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするもの	であります。

番号	氏 名 生 年 月 日	略歷	、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
		1988年4月	株式会社西洋環境開発入社	
		2002年 4 月	野村不動産アーバンネット株式会社(現、野村不	
			動産ソリューションズ株式会社)入社	
		2006年2月	当社入社	
_		2010年6月	当社リニューアルマンション部長	
4	ち ば ひさ し	2011年6月	当社執行役員リニューアルマンション部長就任	
再任	千葉久司	2012年4月	当社執行役員販売統括部長就任	1,800株
14 IT	1964年5月21日生	2013年10月	当社執行役員不動産販売事業部長兼販売推進部長就任	1,000 pr
		2014年4月	当社執行役員不動産販売事業部長就任	
		2016年6月	当社取締役執行役員リノベーションマンション	
			事業本部長就任	
		2019年4月	当社取締役執行役員リノベーションマンション	
			事業部長就任 現在に至る	
	[取締役候補者とした理	里由]		
	千葉久司氏は、新規事業として立ち上げた中古マンション等の再生販売の中心スタッフとして事業拡大			
	を推進し、基幹事業の-	一端を担う事業	へと成長させた実績を踏まえ、引き続き取締役と	しての選任を
	お願いするものでありま	きす。		
		2007年12月	第二東京弁護士会登録、下山法律事務所(現、	
			弁護士法人下山法律事務所)入所	
5	いの やま たけ ひさ 猪 山 雄 央 1975年10月16日生	2012年2月	弁護士法人下山法律事務所社員就任	
			当社社外取締役就任 現在に至る	900株
再任			弁護士法人下山法律事務所代表社員就任 現在に至る	
社外		(重要な兼職	の状況)	l
vrrr.		(主文艺术版	♥プ*/\{i/Li/	
独立			山法律事務所代表社員	
独立	[社外取締役候補者とし	弁護士法人下	山法律事務所代表社員	
独立		弁護士法人下	山法律事務所代表社員	経験はありま
_ 独立	猪山雄央氏を社外取締行	弁護士法人下 した理由及び期 设候補者とした	山法律事務所代表社員 待される役割の概要]	
独立	猪山雄央氏を社外取締役 せんが、企業法務に携わ	弁護士法人下 した理由及び期 段候補者とした	山法律事務所代表社員 待される役割の概要] 理由は、同氏はこれまで直接会社経営に関与された	的対応や安全
独立	猪山雄央氏を社外取締行 せんが、企業法務に携た 管理体制及び業務審査	弁護士法人下 した理由及び期 段候補者とした りり、弁護士としなどに対するが	山法律事務所代表社員 待される役割の概要] 理由は、同氏はこれまで直接会社経営に関与された しての専門的な知識を活かし、当社の企業活動の法律	的対応や安全 であります。
() 独立	猪山雄央氏を社外取締行せんが、企業法務に携れ 管理体制及び業務審査 また、同氏が選任された	弁護士法人下 した理由及び期 段候補者とした りり、弁護士とし などに対する。 に場合、指名・	山法律事務所代表社員 待される役割の概要] 理由は、同氏はこれまで直接会社経営に関与された しての専門的な知識を活かし、当社の企業活動の法律 適切な監視と助言をいただくことを期待したため	的対応や安全 であります。 決定プロセス
独立	猪山雄央氏を社外取締行せんが、企業法務に携れ管理体制及び業務審査また、同氏が選任されたに客観的・中立的立場	弁護士法人下 ルた理由及び期 设候補者とした のり、弁護士とし などに対するが で場合、指名・ で関与し、経営	山法律事務所代表社員 待される役割の概要] 理由は、同氏はこれまで直接会社経営に関与された しての専門的な知識を活かし、当社の企業活動の法律 適切な監視と助言をいただくことを期待したため 報酬等会議のメンバーとして取締役等の指名・報酬	的対応や安全 であります。 決定プロセス 行為に関する

番号	. 氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数		
6 再任 社外 独立	ポーダカー なお き 小 澤 直 樹 1955年11月20日生	1979年4月 株式会社明治屋入社 1990年4月 サッポロビール株式会社入社 2013年3月 同社常務執行役員首都圏本部長就任 2016年3月 株式会社サッポロライオン取締役執行役員社長室長就任 2018年4月 株式会社ほがらか代表取締役就任 現在に至る 2018年6月 当社社外取締役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ほがらか代表取締役	400株		
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]				
	小澤直樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長きにわたって外食産業に携わり、取締役として				
	も十分な経験があり、その豊富な経験と見識により、飲食事業に適切な助言、提言をいただくことを				
	期待したためであります。また、同氏が選任された場合、指名・報酬等会議のメンバーとして取締役等				
	の指名・報酬決定プロセスに客観的・中立的立場で関与し、経営を適切に監督いただく予定です。また				
	大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保するために設置される特別委員会の				
	委員を委嘱する予定でで	; .			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 社外取締役候補者に関する事項
 - ①猪山雄央、小澤直樹の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - ②独立性に係る事項

当社は、猪山雄央、小澤直樹の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

猪山雄央氏は弁護士法人下山法律事務所の代表社員であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料等は年間1,000万円以下であり、多額の金銭には該当いたしません。当社と同氏及び同法律事務所との間に、社外取締役としての職務を遂行する上で、支障又は問題となる特別な利害関係はありません。

小澤直樹氏は株式会社ほがらかの代表取締役でありますが、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

- ③社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数 社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって猪山雄央氏は5年、小澤直樹氏は3年となります。
- ④責任限定契約の概要

当社は猪山雄央、小澤直樹の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合には、両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

⑤役員等賠償責任保険の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。保険の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

3. 「所有する当社の株式数 | については、2021年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

〈ご参考〉当社の独立性判断基準

当社では、社外役員について以下1.~6.に該当する場合は独立性がないと判断します。

- 1. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループからの年間支払額が連結売上高の 2%を超える者をいう。
- 2. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループへの年間支払額が連結売上高の2%を超える者をいう。
- 3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家(弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタント等をいう。) 「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が年間1,000万円を超える場合をいう。
- 4. 当社の総議決権の10%以上を直接的又は間接的に有する者又は当該者の業務執行者
- 5. 直前3事業年度において前1.~4.に該当していた者
- 6. 前1.~5.に該当する者及び当社グループの業務執行者の二親等以内の親族

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の 一部改定及び存続の件

当社は、2005年11月15日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」と題するプレスリリースにおいて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を決定したことを公表いたしました。その後、かかる対応方針は、2006年、2009年、2012年及び2015年の改定を経て、2018年5月11日開催の当社取締役会において、同日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部改定及び存続に関するお知らせ」と題するプレスリリースのとおり改定され、かかる改定後の対応方針(以下、「2018年対応方針」といいます。)は、2018年6月28日開催の当社第102回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、効力を生じました。

2018年対応方針の有効期間は、2021年開催の当社定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)後最初に開催される取締役会の終結時までとされており、同取締役会の終結時をもって満了を迎えることから、当社では社会・経済情勢の変化等を勘案しつつ、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保し向上させる観点から、対応方針の継続の是非を含め、その在り方について検討してまいりました。その結果、2021年5月14日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、2018年対応方針を、所要の改定を行った上(以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。)、存続することを決定いたしました。

本議案は、当社定款第18条第1項の定めに従い、本対応方針について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、本対応方針は、2018年対応方針に一部記載の追加及び語句の修正・整理等を行ったものでありますが、実質的な内容の変更はございません。また、会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに金融商品取引所規則等(以下、「法令等」と総称します。)に改正(法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

本対応方針の内容は、以下に記載のとおりでございます。なお、議案が長文にわたるため、冒頭にご参考 資料として「本対応方針の概要」を掲載いたします。「本対応方針の概要」はあくまでも本対応方針の概要 を記載したものですので、詳細につきましては、15ページの「I 基本方針について」以下をご覧ください。

本対応方針の概要

1 本対応方針導入の目的

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から十分な情報及び意見が提供されることが必要であると考えます。また、株主の皆様には、これらの情報及び意見を基に、適切な判断をしていただくための十分な検討期間が確保されることも重要であると考えます。

そこで、当社は、大規模買付行為に際して、株主の皆様に対して必要かつ十分な情報及び時間を提供 し、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保することを目的として、大規模買付ルールを設定 しました。

2 本対応方針の要旨

本対応方針は、大規模買付者に対して、大規模買付ルールに従うことを求めるものです。大規模 買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに 基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討した上で、かかる期間が経過した後に 大規模買付行為が開始されるというものです。

当社取締役会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は②大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守るために対抗措置を執ることがあります。具体的な対抗措置としては、新株予約権無償割当て等、適用ある法令等及び当社の定款上認められる措置で状況に応じて相当と考えられるものを選択することになります。

大規模買付ルール及び対抗措置の発動の概要については、本資料末尾のフローチャートをご参照 ください。

3 本対応方針の特徴

(1) 「事前警告型」の買収防衛策

本対応方針は、大規模買付者が遵守すべきルールを定めた上で、将来の大規模買付者に対して その遵守を求め、大規模買付者が当該ルールに従った場合は原則として対抗措置は執らず、大規模 買付者が当該ルールに従わない等の例外的な場合に対抗措置を執るという、いわゆる「事前警告型」 の買収防衛策です。

(2) 株主総会に諮ることによる株主意思の反映

当社は、本対応方針についての株主の皆様のご意思を確認するために、本総会に本対応方針の存続をお諮りします。本対応方針は、本総会において株主の皆様の承認が得られることを条件に、その効力を生じることとなります。

また、本対応方針の有効期間は、2024年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

(3) 対抗措置の明示

本対応方針に基づく対抗措置は、新株予約権無償割当てを原則としますが、適用ある法令等及び 当社の定款上認められるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の 措置を選択することになります。

(4) 特別委員会の設置

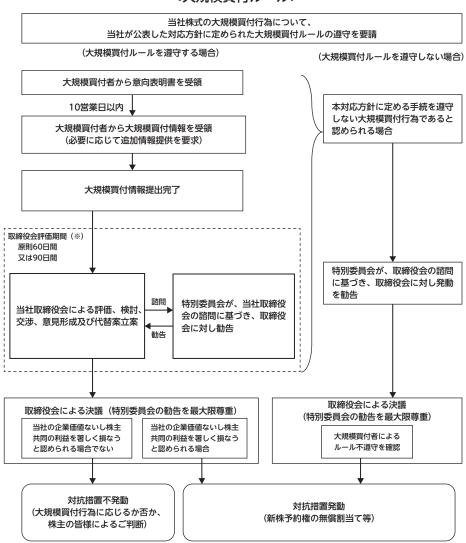
当社は、本対応方針に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保し、対抗措置の発動等に関する取締役の恣意的な判断を排除するために、特別委員会を設置します。

特別委員会は、対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対して勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重します。

(注)本参考資料は、本対応方針に対する理解を容易にすることを目的にあくまでも参考として作成したものです。本対応方針の詳細については、本文をご覧ください。

以上

<大規模買付ルール>



- (※) 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間(初日不算入)、その他の大規模買付行為の場合には90日間 (初日不算入)とします。なお、当社取締役会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。)。
- (注) 本図は大規模買付ルールの概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

I 基本方針について

1 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性を理解し、当社の企業価値ないし株主共同の利益を持続的に維持・向上させることができる者でなければならないと考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為(下記 II 2(1)で定義されます。)がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆様によってなされるべきものであると考えております。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付行為について検討しあるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものや、企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なういわゆる濫用的買収と呼ばれるものも少なくはありません。当社は、このような大規模買付行為がなされる場合は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守る必要があると考えております。

2 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、創業以来、「お客様の満足を自らの喜びとし、最高のサービスを提供する」ことを経営理念として掲げ、映画館の運営を創業の事業として、その時代に応じた様々なサービス業を展開してまいりました。現在は、映画興行や映画配給を中核とした映像関連事業、焼鳥専門店チェーン「串鳥」の経営を中核とした飲食関連事業、中古マンションの再生販売と不動産賃貸を中核とした不動産関連事業を基幹事業として、それぞれの成長を目指しております。当社グループの企業価値の源泉は、この三事業における経営資源が有機的に結びつき相乗効果を発揮し続けているところにあると考えております。

(2) 企業価値向上への取組み

当社グループは、「プロデュースカンパニーへの革新」を目標に、作られたもの、作ったものを 販売する会社から、自社のプロデュース力を高め、お客様が求めるものを創り、販売し、事業規模 を拡大する、プロデュースカンパニーへ発展していくことにより企業価値を高めてまいります。 例えば映像関連事業では、他社様からお預かりした作品の配給を手掛けることよりも、収益を 最大化し得る企画の実現を目指しております。企画とは、作品の質をより高めながら、作品内容に 合わせた宣伝プランや販売網の構築等、実際のヒットに繋げる全ての工程を自らプロデュースする ことを指します。飲食関連事業における中食・卸売ビジネスや、不動産関連事業における中古マン ション再生販売ビジネスにおいても、同様の取組みにより収益の最大化を目指します。

当社グループは、従来型ビジネスであります映画興行事業等の「固定資産所有型ビジネス」よりも、人的資本の充実による映画配給事業等の「ヒューマンリソース型ビジネス」の強化を図ってまいりましたが、引き続き上記取組みにより「固定資産所有型収益」を上回る「ヒューマンリソース型収益」を獲得し、事業規模拡大に努めてまいります。

- (3) コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み
 - (a) コーポレートガバナンス体制について

当社は、2015年12月9日付「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的としたコーポレートガバナンスの強化に向けた取組みを行ってまいりました。

当社は、コーポレートガバナンスを「企業経営を規律するための仕組み」と捉えております。これを確立する為に、適正な内部統制システムを整備・運用することは、企業不祥事の発生防止のために不可欠な要素であるばかりでなく、当社グループが持続的かつ健全に成長していくための土台、経営力の基礎となるものであると認識しております。そのような考え方のもと、コーポレートガバナンスの強化に向けて以下のような取組みを行っております。

まず、当社取締役会は、独立社外取締役2名を含む6名で構成され、原則として毎月1回、また、必要に応じて随時開催し、重要な業務執行の意思決定、取締役の業務執行の監督を実施しております。独立社外取締役は独立した立場から取締役会に出席し、各取締役の業務執行について直接報告を受け、経営の監督にあたっております。また、代表取締役の諮問機関として経営会議等を設置し、経営上の重要案件の事前審議を随時行い、経営意思決定の効率化を図るとともに、執行役員制度を導入し、経営意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び執行責任の明確化に努めております。なお、当社は取締役の任期を1年としております。次に、当社監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、常勤監査役1名、独立社外監査役3名の4名で構成され、各監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、法令・定款違反の監査に留まらず、経営全般について大局的な観点で監査を行っております。原則として、取締役会及び経営会議には監査役全員が出席すること等を通じて、取締役の職務執行の監視を図っております。また、内部監査室及び会計監査人との連携を図る等、監査機能の強化に努めております。

(b) 内部統制システムの整備について

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、グループ全体で、コンプライアンス、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性、資産の保全を目的とした内部統制の整備に取組んでおります。具体的には、内部統制委員会を設置し、全社的な内部統制を自己評価し、当社各部及び各子会社の内部統制の整備を支援するとともに、内部監査室を設置し、内部統制の整備状況・運用状況の評価を行っております。

とりわけグループ全体でコンプライアンスを推進するため、「東京テアトルグループ行動 基準」においてコンプライアンスを行動基準の1つとして定め、これを全従業員に配布すると ともに、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンスを最優先の行動規範 とすることを明確にし、コンプライアンスに違反する行為が行われ、又は行われるおそれが あるときの通報制度を設けるなど、グループ全体でコンプライアンスを推進しております。

Ⅱ 本対応方針の内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)について

1 大規模買付ルールの目的

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要であると考えます。また、株主の皆様には、これらの情報及び意見を基に、適切な判断をしていただくための十分な検討期間が確保されることも重要であると考えます。

特に近年においては、当社は、個人の皆様を中心とした幅広い多くの方々に株主としてお支えいただいておりますが、このような当社の現在の株主構成は、一面で、株主の皆様に十分な情報及び時間が提供されないままに突如として大規模買付行為が実施され、結果として当社の企業価値ないし株主共同の利益が毀損されることとなる可能性を生み出すことともなっております。

以上の現状認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、株主の皆様に対して必要かつ十分な情報が提供され、十分な検討期間が確保されるよう、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定いたします。かかるルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであると考えます。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模 買付ルールを遵守しない場合には、当社の企業価値ないし株主共同の利益の保護の観点から、一定の 措置を講じる方針です。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、2021年3月31日現在における当社の大株主の状況は、事業報告の48ページに記載のとおりです。

2 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討した上で、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本対応方針において、「大規模買付行為」とは、①特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は③上記①又は②に規定される各行為を行うか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注4)を樹立する行為(注5)(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)(但し、いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。)を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者を意味します。

(注1)特定株主グループとは、①当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、②当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、並びに③上記①又は②の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他公開買付者又は特別関係者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー及びこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が下記4記載の特別委員会(以下、「特別委員会」といいます。)の勧告に基づき合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。)を意味します。

- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合における当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合における当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(2) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、①大規模買付者の氏名又は名称、②住所又は本店・事務所等の所在地、③設立準拠法、④代表者の氏名、⑤国内連絡先、⑥提案する大規模買付行為の概要、⑦大規模買付者が現に保有する当社株券等の数、⑧意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び⑨大規模買付ルールに従う旨の誓約を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった事実を速やかに開示するとともに、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(3) 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社取締役会が意向表明書を受領した日から10営業日以内(初日は算入されないものとします。)に、次の①から⑭までに掲げる情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該 大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別 委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し(以下、「意見形成」といいます。)、 又は代替案を立案し(以下、「代替案立案」といいます。)、株主の皆様に対して適切に提示する ことが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた 具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の 皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び代替案立案のために 必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等に従ってその旨を適時適切に開示します。更に、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付情報の内容、大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、日本語に限ります。

① 大規模買付者及びそのグループ(主要な株主又は出資者(直接・間接を問いません。以下同じ。)及び重要な子会社・関連会社並びに共同保有者及び特別関係者を含み、大規模買付者がファンド若しくはその出資にかかる事業体(日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下、「ファンド等」といいます。)である場合又は大規模買付者が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ。)の概要(具体的名称、住所又は本店・事務所等の所在地、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、財務内容、投資方針の詳細、過去10年間における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」といいます。)第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、過去10年以内における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無(及びそれ

が存する場合にはその概要)を含みます。)

- ② 大規模買付行為の目的(なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社株券等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。以下同じ。)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)、方法及び内容(大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性(大規模買付行為を一定の条件にかからしめている場合には当該条件の内容)並びに大規模買付行為完了後における株券等所有割合、当社株券等の保有方針及び当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等を行う ことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。)の有無並びに意思連絡が存する場合にはその 具体的な態様及び内容及び当該第三者の概要
- ④ 大規模買付行為にかかる買付対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提となる事実・仮定、 算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為にかかる一連の 取引により生ずることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含み ます。)
- ⑤ 買付資金の裏付け又は調達先(買付資金の提供者(直接・間接を問わず実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。)
- ⑥ 大規模買付行為完了後に企図している当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為の 完了後に派遣を予定している取締役又は監査役候補の経歴その他の詳細に関する情報(当社及び 当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。)、 事業計画、資金計画及び投資計画、資本政策及び配当政策等(大規模買付行為完了後における 当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)
- ⑦ 大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客その他の 当社にかかる利害関係者の処遇方針
- ⑧ 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者との関係について、大規模買付行為後に企図している変更の有無及びその内容
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 大規模買付行為に適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制、国内

外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可 等の取得の蓋然性(なお、これらの事項につきましては、関係する法域における資格を有する 弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)

- ① 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性 及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム(企業集団内部統制システムを含みます。 以下同じ。)の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連(直接・間接を問いません。)の有無(及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細)
- ④ その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を 当社取締役会が受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求 した情報

(4) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対して 大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等 の全ての買付けの場合には60日間(初日不算入)、その他の大規模買付行為の場合には90日間(初 日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以 下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期 間中、当社取締役会は、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、会計士、弁護士、税理士その他の専門家。以下同じ。)の助言を得ながら、 提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表し ます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、 当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記 3(3)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。)。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等に従って、適時適切に直ちに株主の皆様に対して開示します。

(5) 大規模買付行為の開始

大規模買付行為は、上記 2 (3)の情報提供を全て完了し、上記 2 (4)の取締役会評価期間が経過した後にのみ開始されるべきものとします。

3 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールの重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内(初日不算入)に当該違反が是正されない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、適用ある法令等及び当社の定款上認められる措置(以下、「対抗措置」といいます。)を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置は、新株予約権無償割当てを原則としますが、適用ある法令等及び当社の定款上認められるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の措置を選択することになります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として株主に対する新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、**別紙1**記載のとおりとします。株主に対する新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件(例えば、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は当該新株予約権を行使できないものとする等)及び/又は取得条項(大規模買付者を含む特定株主グループに属するか否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。)を設けることがあります。

当社取締役会が、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行った場合、当社は、 当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に 従って直ちに株主の皆様に対して開示いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が本対応方針所定の大規模買付ルールを全て遵守した場合、当社取締役会が仮に当該 大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得、 株主の皆様の意見を聴取するための臨時株主総会の開催等を行う可能性は排除しないものの、原則 として、当該大規模買付措置に対する対抗措置は執りません。大規模買付行為に応じるか否かは、 当社株主の皆様において、大規模買付行為の内容及びそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等 を考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価

値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社の企業価値ないし株主共同の利益を守るために対抗措置(具体的な対抗措置の内容は上記3(1)に記載のとおりです。)を執ることがあります。具体的には、**別紙2**において例示するいずれかの類型に該当する場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものとして、対抗措置を執ることがあります。

当社取締役会が、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行った場合、当社は、 当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に 従って直ちに株主の皆様に対して開示いたします。

(3) 対抗措置の公正を担保するための手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し取締役の恣意的な判断を排除するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、下記4記載の特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います(特別委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に一定の条件等を付すことができるものとします。)。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動の際、場合により、当該対抗措置の内容として、特別委員会に対して法令等の許す範囲で対抗措置の不発動ないし撤回を含む一定の決定を行なう権限を付与することがあります。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役を含む監査役全員の賛成を 得た上で、社外取締役を含む取締役全員の一致により決定することとします。そして、当社取締役会 は、その判断の客観性及び合理性を担保するため、特別委員会に諮問するとともに、大規模買付者 の提供する大規模買付情報に基づいて、原則として、当社取締役会から独立した第三者的立場にある 外部専門家の助言を得た上で、検討を行うものとします。

なお、当社取締役会は、必要と認める場合には、対抗措置の発動の是非以外の事項についても、 特別委員会に随時諮問することができます。

(4) 大規模買付情報の変更

上記 2(3)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って直ちに株主の皆様に対して開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする

-25-

大規模買付行為(以下、「変更前大規模買付行為」といいます。)について進めてきた本対応方針に基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為について、変更前 大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本対応方針に基づく手続が改めて適用されるもの とします。

4 特別委員会の設置

当社は、本対応方針に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保し、対抗措置の発動等に関する取締役の恣意的な判断を排除するために、2018年対応方針と同様に、引き続き特別委員会を設置することといたしました。特別委員会は、対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対して勧告を行うほか、一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の不発動ないし撤回の決定等を行うことがあるものとします。特別委員会の概要は、別紙3記載のとおりです。

また、当社は、本総会において本対応方針が承認された場合には、本総会後最初に開催される 取締役会において、**別紙4**記載の特別委員(独立社外取締役2名、独立社外監査役3名)を選任する ことを予定しております。上記5名の略歴については、**別紙4**をご参照ください。

5 本対応方針が株主の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針の存続時に株主の皆様に与える影響

本対応方針の存続時においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主の皆様の権利又は利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置の発動時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を 執ることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を執ることを決定した場合は、適用ある 法令等に従って、適時適切に所要の開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利において格別の損失を被り又は経済的側面において 不測の損害を被るような事態は想定しておりません。但し、大規模買付者を含む特定株主グループ に属する者については、当該対抗措置が執られた場合、結果的に、法的権利又は経済的側面において 不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反 して大規模買付行為を行うことがないよう予め注意を喚起するものです。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がな

くなったと判断した場合には、特別委員会の勧告に基づき、対抗措置の発動を中止することがあります(その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切に所要の開示を行います。)。具体的には、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合には、新株予約権無償割当てを中止し、又は割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。また、当社取締役会が新株予約権無償割当て以外の対抗措置を発動する手続を開始した後に当該対抗措置の発動を中止した場合にも、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

いずれにせよ、当社取締役会は、具体的な対抗措置を執ることを決定した場合は、かかる対抗措置を中止する可能性も含め、適用ある法令等に従って、適時適切に所要の開示を行います。

(3) 対抗措置の発動時に株主の皆様に必要となる手続

当社が株主に対する新株予約権無償割当てを行う場合、株主の皆様には以下の手続を行っていただくことが必要となります。

① 新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、新株予約権無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、新株予約権の割当てのための基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて新株予約権を割り当てます。

なお、新株予約権無償割当てが行われる場合には、株主の皆様に申込みの手続を行っていただく 必要はなく、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、新株予約権 無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使の手続

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、新株予約権の行使請求書(当社所定の書式によるものとし、株主の皆様ご自身が大規模買付者を含む特定株主グループに属する者ではないこと等を誓約する文言(かかる誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含むことがあります。)を含み、行使にかかる新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項並びに当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を含むことがあります。)その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。

株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める新株予約権の行使期間内に、新株 予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むこととともに、これらの必要書類を提出すること により新株予約権を行使していただいた場合、1個の新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることになります。但し、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

③ 新株予約権の取得の手続

他方、当社が新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります(なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、株主の皆様ご自身が大規模買付者を含む特定株主グループに属する者ではないこと等を誓約していただきますが、かかる誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した文書をご提出いただくことがあります。)。但し、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、前述したとおり、取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、株主の皆様に対して、適用ある法令等に従って適時適切に所要の開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

6 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しております。また、本対応方針は、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する遵守事項(①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重)を遵守するものです。更に、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により導入して2015年6月1日より適用を開始し、2018年6月1日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

大規模買付ルールは、上記1記載のとおり、株主の皆様に対して、大規模買付行為に応じるか 否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

また、かかる目的で導入された大規模買付ルールが遵守されない場合、又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は対抗措置を発動することがありますが、上記3記載のとおり、かかる対抗措置は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を守ることを目的として発動されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主・投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の 機会を確保するために、本対応方針を予め開示しております。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って適時適切に所要の開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本総会に本対応方針の存続をお諮りし、本対応方針の発効を株主の皆様のご承認にかからしめることで、本対応方針についての株主の皆様のご意思を確認・反映します。また、下記7(2)記載のとおり、本対応方針の有効期間は、2024年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

更に、当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年として おり、毎年の定時株主総会における取締役選任議案を通じて、本対応方針についての株主の皆様の ご意思が確認されることとなります。

(4) 特別委員会の設置

当社は、上記4記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための 濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その 判断の公正を担保して取締役の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重 するものとしています。

(5) 外部専門家の意見の取得

上記3(3)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、原則として、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得た上で、検討を行います。これにより、当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

また、**別紙3**の6記載のとおり、特別委員会も、諮問事項の検討を行うため、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、会計士、弁護士、税理士その他の専門家の助言を得ることができます。これにより、当社取締役会に対して勧告を行う特別委員会の判断の客観性及び合理性も担保されることになります。

(6) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記 7(2)記載のとおり、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の 決議によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の 構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

7 本対応方針の存続・廃止の手続及び有効期間

(1) 本対応方針の存続・廃止の手続

(a) 取締役会の決定

本対応方針は2021年5月14日開催の当社取締役会において、独立社外取締役を含む取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、独立社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。なお、本対応方針による買収防衛策の継続については、独立社外取締役及び独立社外監査役から成る特別委員会の現任委員全員から賛同を得ております。

(b) 株主総会における承認

当社は、本総会において、当社定款第18条第1項(当社取締役会の決議により当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の存続を定めたときは、その後初めて行われる株主総会の決議をもって承認をいただく旨の規定)に基づき、本対応方針の存続をお諮りします。そして、本対応方針は、本総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

なお、本総会において、本対応方針の存続が承認された場合であっても、当社の企業価値ないし株主共同の利益のため必要がある場合には、当社取締役会は特別委員会の承認を経た上で、本対応方針を廃止する旨の決議を行うことができ、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、法令等の改正並びに今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等により、本対応方針を見直す必要が生じた場合には、特別委員会の承認を経た上で、本対応方針の内容を変更することがあります。当社取締役会は、かかる変更が本対応方針の基本的事項に関するものであり、株主の皆様のご意思を確認する必要がある場合には、改めて当社株主総会において株主の皆様に本対応方針の変更をお諮りします。

(2) 有効期間

本総会において本対応方針についての株主の皆様のご承認が得られた場合、本対応方針の有効期間は、2024年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

但し、2024年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時において、現に 大規模買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が 存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、 かかる有効期間は延長されるものとします。なお、有効期間の満了前であっても、当社株主総会で 選任された取締役で構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた 場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

以上

新株予約権の概要

1 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が定めて公告する基準日(以下、単に「基準日」という。)における最終の株主名簿に 記載又は記録された株主に対して、その所有株式(但し、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株 につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、基準日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式の数を除く。)を上限として、当社取締役会が定める数とする。

- 4 新株予約権の払込金額 無償とする。
- 5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は、1円とする。
- 6 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 7 新株予約権の行使期間、行使条件及び/又は取得条項等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条項、その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする(なお、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件(例えば、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は当該新株予約権を行使できないものとする等)及び/又は取得条項(大規模買付者を含む特定株主グループに属するか否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性がある。)を設けることがある。)。

8 新株予約権証券の不発行 新株予約権証券は発行しないものとする。

以上

当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合

- (1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている若しくは行おうとしている場合(いわゆるグリーンメイラー)又は当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産等を 当該大規模買付者又はそのグループに移譲させることにある場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株式の取得を行っている場合
- (4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の所有する不動産 又は有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を させるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをすることに ある場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する買付けの方法が、二段階買収(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)や部分的公開買付け等に代表される、当社株主の判断の機会又は自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- (7) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、当社の顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- (8) 当社取締役会に、大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない 大規模買付行為である場合
- (9) 当社株主に対して、大規模買付情報その他大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要と される情報を十分に提供しない大規模買付行為である場合

- (II) 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当である ため、当社の基幹事業に重大な支障をきたすおそれがある大規模買付行為である場合
- (II) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業 価値を著しく毀損するものである場合
- (12) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている 場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠を もって判断される場合

以上

特別委員会の概要

特別委員会は、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保するために設置された機関です。特別委員会は、対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対して勧告を行います。

特別委員会の概要は、下記のとおりです。

記

1 特別委員会の設置

特別委員会は、当社取締役会の決議に基づき、取締役会の諮問機関として設置される。

2 特別委員の選任

特別委員会を構成する委員(以下、「特別委員」という。)は、3名以上とし、①当社社外取締役 又は社外監査役、②当社取締役補欠者又は監査役補欠者として当社株主総会で選任された者(社外取締役 又は社外監査役の要件を満たす者に限る。)、又は③外部有識者のいずれかに該当する者の中から、 当社取締役会が選任する。但し、外部有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、 弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者であり、 当社との間で善管注意義務を含む契約を締結した者でなければならない。

3 特別委員の任期

特別委員の任期は、原則として、当社取締役会がその者を特別委員に選任してその者が特別委員への 就任を承諾した日から、その後最初に開催される当社定時株主総会の後に最初に開催される当社取締役 会の終結時までとする。

4 特別委員会の権能

特別委員会は、当社取締役会が必要的又は任意的に特別委員会に諮問する以下の事項(以下「諮問事項」という。)について検討し、当社取締役会に対して勧告するほか、当社取締役会が別途定める行為を行う権能を有する。

① 必要的諮問事項対抗措置の発動の是非

② 任意的諮問事項

その他当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会は、対応措置の発動の是非を検討するに際しては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否か、及び対抗措置の相当性等を考慮して判断する。また、特別委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に条件等を付すことができる。

5 勧告等の方法及び効力等

特別委員会は、当社取締役会に対して勧告を行うときは、特段の事情がない限り、特別委員全員が出席して出席特別委員の過半数をもって決議の上、かかる方法により決議された結論(かかる結論に至った理由を付する。)を当社取締役会に対して勧告する。

当社取締役会は、その判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重する。

当社取締役会は、必要と認める場合、特別委員会の勧告その他の決定を開示する。

6 専門家の助言

特別委員会は、諮問事項の検討を行うため、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、会計士、弁護士、税理士その他の専門家)の助言を得ることができる。

7 資料及び情報の収集

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく手続の過程及び諮問事項の検討において検討した資料及び情報を、特別委員会に提出する。また、特別委員会は、諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用において自ら収集し又は当社取締役会に対して収集を要請することができる。

以上

特別委員の氏名・略歴

下記5名のうち、猪山雄央及び小澤直樹の両氏は当社社外取締役であり、国広伸夫、馬場清及び落合伸二の3氏は当社社外監査役であります。また、当社は、下記5名を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

下記5名の特別委員の任期は、**別紙3**の3記載のとおり、2022年開催予定の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとなります。

記

猪山 雄央 (いのやま たけひさ)

2007年12月 第二東京弁護士会登録、下山法律事務所(現、弁護士法人下山法律事務所)入所

2012年2月 弁護士法人下山法律事務所社員就任

2016年6月 当社社外取締役就任(現任)

2016年11月 弁護士法人下山法律事務所代表社員就任(現任)

小澤 直樹 (おざわ なおき)

1979年4月 株式会社明治屋入社

1990年4月 サッポロビール株式会社入社

2013年3月 同社常務執行役員首都圏本部長就任

2016年3月 株式会社サッポロライオン取締役執行役員社長室長就任

2018年4月 株式会社ほがらか代表取締役就任(現任)

2018年6月 当社社外取締役就任(現任)

国広 伸夫 (くにひろ のぶお)

1976年4月 三井信託銀行株式会社(現、三井住友信託銀行株式会社)入社

1998年1月 同社大津支店長

1999年10月 同社本店法人営業部部長

2000年7月 中央三井信託銀行株式会社(現、三井住友信託銀行株式会社)日本橋法人営業部長

2001年10月 同社日本橋法人営業部長兼本店法人営業部長

2002年3月 三井アセット信託銀行株式会社(現、三井住友信託銀行株式会社)証券営業部長

2002年5月 中央三井信託銀行株式会社(現、三井住友信託銀行株式会社)京都支店長

2004年11月 中央三井ファイナンスサービス株式会社代表取締役社長就任

2009年8月 株式会社デベロツパー三信常務取締役就任

2010年6 月 大東紡織株式会社(現、ダイトウボウ株式会社)代表取締役社長就任

2015年6月 当社社外監査役就任(現任)

馬場 清 (ばんば きよし)

1985年4月 日活株式会社入社

2009年4月 同社総務人事グループリーダー兼コンプライアンス委員長

2012年8月 社会保険労務士馬場清事務所代表就任(現任)

2013年7月 株式会社ジェンコ社外取締役就任(現任)

2015年6月 当社社外監査役就任(現任)

落合 伸二 (おちあい しんじ)

1978年4月 三井信託銀行株式会社(現、三井住友信託銀行株式会社)入社

1999年10月 同社豊橋支店長

2001年5月 中央三井信託銀行株式会社(現、三井住友信託銀行株式会社)審査第二部長

2003年10月 同社総務部長兼三井トラスト・ホールディングス株式会社(現、三井住友トラスト・

ホールディングス株式会社) 総務部長

2006年7月 中央三井信託銀行株式会社(現、三井住友信託銀行株式会社)執行役員業務管理部長就任

2010年6月 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(現、三井住友トラスト・ホールディングス

株式会社) 常務取締役内部監査部長就任

2011年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役常務執行役員就任

2013年6月 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション常勤監査役兼株式会社GSユアサ常勤監査役

就任

2019年6月 当社社外監査役就任(現任)

以上

(添付書類)

事業報告(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

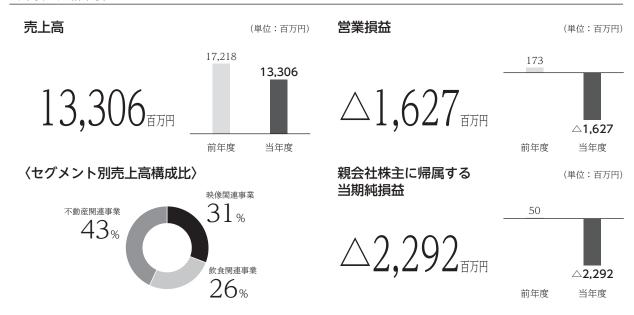
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(以下「当年度」といいます。)におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、社会経済活動が大きく制限される中、景気は急速に悪化いたしました。停滞していた社会経済活動は徐々に再開しつつありましたが、再び感染拡大が見られるなど、未だ収束時期が見通せないことから厳しい経済環境が続き、先行き不透明な状況で推移しております。

このような経済環境のもと、苦戦を強いられた飲食事業の業績が著しく悪化したこと等から、当年度の連結業績は売上高13,306百万円(前年度比22.7%減)、営業損失1,627百万円(前年度は営業利益173百万円)、経常損失1,151百万円(前年度は経常利益251百万円)となり、特別損失671百万円を計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純損失は2,292百万円(前年度は親会社株主に帰属する当期純利益50百万円)となりました。

当年度の連結業績



映像関連事業

(映画興行事業)

『花束みたいな恋をした』『劇場版「鬼滅の刃」無限列車編』『3年目のデビュー』など一部の作品は高稼働いたしましたが、昨年4月から6月上旬にかけて全館を休館し、営業再開後も感染予防対策として客席数の販売制限や営業時間の短縮を行ったことから前年度比で大幅な減収となりました。

2020年10月18日に「シネ・リーブル神戸」は、4スクリーンの内1スクリーンの営業を終了いたしました。当年度末の映画館数及びスクリーン数は、前年度末から1スクリーン減の9館23スクリーンです。

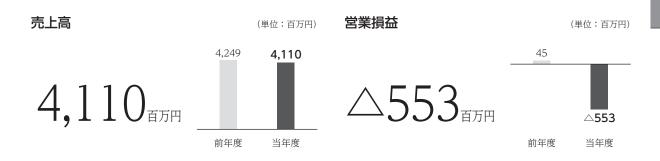
(映画配給事業)

主力作品『それいけ!アンパンマン』が公開延期となりましたが、『花束みたいな恋をした』が 当社配給作品の歴代1位となる興行収入を記録したことや、当年度より連結子会社アクシー株式会社 の売上を加算したことから、前年度比で大幅な増収となりました。

(ソリューション事業)

新規クライアントや新規商材の開拓に取組んだものの、既存クライアントからの番組出稿やイベントプロモーション、シネアド等、広告受注が大幅に減少し、前年度比で大幅な減収となりました。

以上の結果、映像関連事業の売上高は4,110百万円(前年度比3.3%減)となり、映画興行事業の減益が響き、営業損失は553百万円(前年度は営業利益45百万円)となりました。



飲食関連事業

(飲食事業)

自治体からの要請に伴い、度重なる休業や営業時間の短縮を余儀なくされた他、外出及び会食の 自粛や企業の在宅勤務実施によるマーケットの縮小等、居酒屋業態を取り巻く環境は極めて厳しい 状況が続き、売上高は前年度から半減いたしました。

■飲食店の店舗数

	前年度末	当年度末	増減
焼鳥専門店チェーン「串鳥」	44	41	△3
串焼専門店「串鳥番外地」他	5	5	0
ダイニング&バー	8	6	△2
飲食店 合計	57	52	△5

※2020年10月16日に「アオヤマ・マルマーレ」を、同年12月30日に「リビングバー新宿」を、2021年3月13日に「串鳥岩見沢店」を閉店いたしました。また2021年3月24日に「串鳥本店」「串鳥南4条店」「串鳥中央店」を統合し、「串鳥中央本店」が移転オープンいたしました。

以上の結果、飲食関連事業の売上高は3,426百万円(前年度比46.3%減)となり、営業損失は1,302 百万円(前年度は営業利益6百万円)となりました。



不動産関連事業

(不動産賃貸事業)

賃貸ビルにおいて高稼働を維持し、前年度並みの売上高を維持いたしました。

(中古マンション再生販売事業)

緊急事態宣言中、大手仲介会社の営業自粛等の影響から物件供給量が不足し、当社においても 上半期の仕入れ件数が低水準で推移し販売件数が減少したことに加え、低価格帯物件の販売が中心 となったことから、前年度比で減収となりました。

以上の結果、不動産関連事業の売上高は5,769百万円(前年度比12.4%減)となりましたが、需要の高まりを受け、中古マンションのマーケット価格が上昇したことやワンストップサービス「リノまま」の受注件数が伸びたことから営業利益率が向上し、営業利益は952百万円(前年度比5.9%増)となりました。

 売上高
 (単位:百万円)
 営業損益
 (単位:百万円)

 5,769
 5,769
 952

 前年度
 当年度
 当年度

(2) 対処すべき課題

当社グループは中期経営方針(2018年度~2020年度)の取組みを推進しておりましたが、最終事業年度である2020年度に新型コロナウイルスが感染拡大し、未だ収束の見通しが立たない状態にあります。

このような状況を鑑み、2021年度につきましては、業績の回復を図るとともに新たな戦略を考量 する期間と定め、次期中期経営方針の策定は1年延期することといたしました。

2021年度は、営業利益率とキャッシュフローの向上を継続目標といたします。当社の従来型ビジネスであります「固定資産所有型ビジネス」においては安全確保に努め、収益の最大化を図ります。 資産を所有せず、人的資本をより充実させることで収益の伸長が見込まれる「ヒューマンリソース型 ビジネス」につきましては、引き続き以下の政策を優先し取組んでまいります。

① 映画を中心とした「コンテンツ」への積極投資による映画配給事業の収益拡大

- ・映画配給事業において年間、一作品あたり興行収入が10億円を超える作品を1本、3~5億円規模の作品を数本配給することを目標に、同事業における年間興行収入20億円をまずは安定的に達成することを目指します。
- ・映画館を所有していることを背景に、映画だけでなく様々なジャンルの「コンテンツ」に投資 を行い、配信等の二次利用収入を拡大すべくライツビジネスを強化推進してまいります。
- ・映画配給・映画出資に付随して、シネアド・デジタルサイネージなどの屋外広告等の周辺ビジネスを強化してまいります。

② 中古マンション再生販売事業におけるワンストップビジネスの充実

- ・当社の中古マンション再生販売事業は支店を持たず、仲介会社を通じて売買を行うビジネスに 特化し、効率的体制で成長してきました。またリフォームビジネスも自社物件に限定し、元請 管理に特化してきたことで最小限の組織体制での運用を実現しております。
- ・こうした構造を維持しながら、Webや自社店舗・映画館をツールとしたエンドユーザーから の直接仕入れ・販売をあらたに営業手法として組み込み、エンドユーザー向けのワンストップ サービス「リノまま」の事業活動により高品質なイメージを醸成しながら、利益率の向上だけ でなく、エリア拡大を推進してまいります。

③ 飲食事業における中食・卸売ビジネスの育成

・既存店の飲食メニューの充実による新規顧客獲得等、業績回復への取組みを進めながら、所有 しているセントラルキッチンを活かした、ケータリング・デリバリー・卸売の強化を図り、 既存資源の有効活用による収益拡大を推進してまいります。

④ ヒューマンリソース型ビジネス拡大のスピードアップのための提携やM&A

・それぞれの事業拡大をより着実なものにすること、スピードアップを図ることを目的として、 他社との提携やM&Aを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は186百万円で、その主なものは、飲食関連事業において出店や既存店の改修を行ったことによるものであります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、経常的な運転資金等の調達以外は行っておりません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区		分	第102期 (2017.4.1~ 2018.3.31)	第103期 (2018.4.1~ (2019.3.31)	第104期 (2019.4.1~ (2020.3.31)	第105期 (当年度) (2020.4.1~ 2021.3.31
売	F	高	千円 18,237,698	千円 18,337,162	千円 17,218,262	千円 13,306,037
経常利益	五 (△ は	損失)	120,831	546,177	251,461	△1,151,458
親会社科			47,216	136,852	50,638	△2,292,494
1 株当な		月純 利 益 失)	6円06銭	17円78銭	6円60銭	△303円13銭
純純	資	産	13,882,060	13,766,881	13,547,306	11,300,100
総	資	産	25,008,303	25,154,159	23,984,497	26,107,538

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△は純損失)は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出し、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
 - 2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第102期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益(\triangle は純損失)を算定しております。
 - 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第103 期の期首から適用しており、第102期に係る「総資産」については遡及適用後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会	社	名	資	本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
				千円	%	
アクシ	ー 株	式 会 社	20	0,000	90.0	字幕版・吹替版の制作
株式会社テス	アトルプロ	モーション	10	0,000	100.0	映画の配給
札幌開	発 株	式 会 社	200	0,000	100.0	飲食店の経営
株式会社テ	アトルタ	「イニング	10	0,000	100.0	飲食店の経営
テアトルエン	タープライ	ズ株式会社	40	0,000	100.0	オフィスの賃貸
東京テアトル	リモデリン	グ株式会社	20	0,000	100.0	マンション等のリフォーム

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社6社を含む計7社であります。 2. 当社は、2020年月6月12日にアクシー株式会社の発行済株式90%を取得し連結子会社といたしました。

(7) 重要な企業再編等の状況

該当する事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事 業 区 分	主 な 事 業 内 容					
	(映画興行事業)					
	・映画の興行					
	(映画配給事業)					
│ │映像関連事業	・映画の配給					
吹隊 大塚 大塚 大塚 大塚 大塚 大塚 大塚 大	・映画、ドラマの制作					
	(ソリューション事業)					
	・総合広告サービス					
	・イベント企画					
始	(飲食事業)					
飲食関連事業	・飲食店の経営					
	(不動産賃貸事業)					
	・不動産の賃貸					
不動産関連事業	(中古マンション再生販売事業)					
	・中古マンション等の再生販売					
	・マンション等のリフォーム					

(9) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

主要な会社名	主要な営業所、施設等
当社 (本社:東京都新宿区)	【映像関連事業】 映画館9館23スクリーン(東京都新宿区他) 「京橋テアトル試写室」(東京都中央区) 【飲食関連事業】 ダイニング&バー6店舗(東京都中央区他) 惣菜店1店舗(東京都千代田区) 【不動産関連事業】 「新宿テアトルビル」他3物件(東京都新宿区他)
【映像関連事業】	
アクシー株式会社 (本社:東京都渋谷区)	_
株式会社テアトルプロモーション (本社:東京都新宿区)	「錦糸町オフィス」(東京都墨田区)
【飲食関連事業】	
札幌開発株式会社 (本社:北海道札幌市)	「串鳥」41店舗(北海道札幌市他) 「串鳥番外地」他5店舗(北海道札幌市) 製造工場4棟(北海道札幌市他)
株式会社テアトルダイニング (本社:東京都新宿区)	
【不動産関連事業】	
テアトルエンタープライズ株式会社 (本社:東京都港区)	「赤坂オフィスハイツ」(東京都港区)
東京テアトルリモデリング株式会社 (本社:東京都新宿区)	

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
映像関連事業	105名	23名増
飲食関連事業	286名	17名減
不動産関連事業	56名	1名減
全社 (共通)	25名	4名減
合計	472名	1名増

- (注) 1. 上記従業員数のほかにパートタイマー228名 (1日8時間換算)を雇用しております。
 - 2. 映像関連事業の従業員が前連結会計年度末と比べて23名増加しましたのは、2020年6月12日にアクシー株式会社を連結子会社としたためであります。

(11) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借	入	先		借	入	額
						千円
三井住友信託銀行株式会社						1,582,832
株式会社りそな銀行						975,000
シンジケートローン						960,000

⁽注)シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社三菱UFJ銀行、 株式会社三井住友銀行により組成されております。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

20,000,000株

② 発行済株式総数

8,013,000株(自己株式482,967株を含む)

③ 株主数

20,581名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
三井住友信託銀行株式会社	349,000	4.63
サッポロビール株式会社	270,000	3.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	235,500	3.12
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	121,300	1.61
株式会社セゾンファンデックス	110,000	1.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	106,300	1.41
損害保険ジャパン株式会社	106,100	1.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	101,400	1.34
日活株式会社	100,000	1.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	95,100	1.26

- (注) 1. 当社は自己株式482,967株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年3月18日の取締役会の決議に替わる書面決議(会社法第370条)により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類 当社普通株式 取得した株式の総数 147,700株

取得価額の総額 175,068,400円

取得期間 2020年3月19日~2020年9月30日

(注)当社は、2020年9月30日開催の取締役会において新型コロナウイルス感染拡大による財務上の影響等を総合的に勘案し、経営資源を事業運営に集中させるため、自己株式の取得中止を決議いたしました。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

	地 位			氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代	表取締役	社 長	太	田	和	宏	
取常	締 務 執 行 彳	· 役 殳 員	髙	鍬	英	昭	不動産賃貸事業部長
取常	締 務 執 行 彳	役 殳 員	松	岡		毅	管理本部長
取執	締 行 役	役 員	千	葉	久	司	リノベーションマンション事業部長
取	締	役	猪	Щ	雄	央	弁護士法人下山法律事務所代表社員
取	締	役	小	澤	直	樹	株式会社ほがらか代表取締役
常	勤 監 査	役	宮	下	芳	朗	
監	査	役	国	広	伸	夫	
監	査	役	馬	場		清	社会保険労務士馬場清事務所代表
監	査	役	落	合	伸	=	

- (注) 1. 猪山雄央、小澤直樹の両氏は社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立 役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 国広伸夫、馬場清、落合伸二の3氏は、社外監査役であり、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 監査役宮下芳朗、国広伸夫、落合伸二の3氏は、これまでの豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

	地	位			氏	名		担当
執	行	役	員	鳥	海	眞	_	法務室長
執	行	役	員	石	見		淳	飲食事業部長兼株式会社テアトルダイニング 代表取締役社長
執	行	役	員	饗	場		大	ソリューション事業部長
執	行	役	員	赤	須	恵	祐	映像事業本部長兼株式会社テアトルプロモーション代表取締役社長
執	行	役	員	小	倉		誠	経営政策本部長
執	行	役	員	森	平	浩	司	映画宣伝部長
執	行	役	員	西	澤	彰	弘	映画興行部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬等会議へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法 及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬等 会議からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断してお ります。 取締役・監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績向上へのインセンティブとしての機能を持ちながら、役職に応じた適正な水準の報酬体系とすることを基本方針とする。

社内取締役の報酬は、固定報酬と単年度業績に応じて変動する業績連動賞与により構成し、社 外取締役の報酬は、独立した立場であることから固定報酬のみとする。

報酬の決定に際しては、独立社外役員と常勤監査役で構成される指名・報酬等会議に諮問することで、客観性と合理性を担保するものとする。

b. 基本報酬の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬(金銭報酬)とし、役職に応じて、経済情勢や当社グループ業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の業績連動報酬は、業績連動型賞与(金銭報酬)として、定められた算定方法により総支給額を決定し、役位ポイントと人数により配分し、年1回支給するものとする。

具体的な算定方法は以下のとおりとする。

<総支給額>

業績連動型賞与計算前の連結税金等調整前当期純利益が7億円を超え、かつ単体及び連結の営業 損益、経常損益がともに黒字の場合に支給し、その総額は以下の計算方法による。

ただし、総額は1億円を上限とする。

総支給額(1万円未満切り捨て)=

[連結税金等調整前当期純利益(業績連動型賞与を含まない) -7億円] $\times 2.5\% + 15$ 百万円 < 個別支給額>

上記の計算式に基づき計算された総支給額を、役職毎に決められたポイントに応じて、以下の計算方法により按分された金額とする。

個別支給額(1万円未満切り捨て) = 総支給額 ÷ 役職ポイントの総和 × 各役職ポイント

役 職	ポイント	上限
取締役社長	10	20百万円
取締役専務執行役員	8	16百万円
取締役常務執行役員	7	14百万円
取締役執行役員	5	10百万円

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社取締役に非金銭報酬は支給しないものとする。

e. 報酬等の割合に関する方針

当社取締役の個人別の報酬については、グループ業績が基準を上回った場合のみ業績連動型賞与が支給されるものとし、報酬等の種類ごとの比率の目安を設定しないものとする。

f. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針

代表取締役社長は、策定した個人別の報酬案を独立社外役員と常勤監査役で構成される指名・報酬等会議に対し諮問を行い、取締役会は、同会議の答申内容を尊重して審議を行い決定するものとする。

g. 監査役の報酬等に関する方針

監査役の報酬等は、株主総会で決定した報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の	対象となる 役員の員数	
	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	(名)
取 締 役	88	88	_	6 (2)
(うち社外取締役)	(7)	(7)	(-)	
監 査 役	22	22	_	4 (3)
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(-)	
合 計	110	110	_	10
(うち社外役員)	(19)	(19)	(-)	(5)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
 - 2. 業績連動報酬に係る業績指標は税率の影響を受けない連結税金等調整前当期純利益を指標として選択しており、当該指標が7億円を超えた場合、52ページ記載の条件及び計算方法により業務執行取締役に按分されます。当事業年度の実績は基準を超えず、業績連動報酬の支給はございませんでした。
 - 3. 取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会におきまして年額300百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。
 - 4. 監査役の報酬額は、1987年4月10日開催の第70回定時株主総会におきまして月額3百万円以内と 決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 - 5. 2021年3月24日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染拡大の影響による業績低迷及び当事業年度の期末配当を無配とすることを踏まえ、指名・報酬等会議の答申を経て、業務執行取締役及び執行役員の報酬を2021年4月から2021年6月までの3カ月間、減額することを決議しております。また、監査役の協議により常勤監査役報酬を同期間減額することを決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役猪山雄央氏は弁護士法人下山法律事務所の代表社員であり、当社は、同法律事務所と顧問契約を締結しております。ただし、その顧問料等は年間1,000万円以下であり、多額の金銭には該当いたしません。当社と同法律事務所の間には特別な利害関係はありません。

取締役小澤直樹氏は株式会社ほがらかの代表取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

監査役馬場清氏は社会保険労務士馬場清事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別な 利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

[区 分		氏 名			出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
							当事業年度に開催された12回の取締役会のうち11回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、当社の企業活動の法律的対応や安全管理体制及び業務審査などについて有益な発言を行
取	締	役	猪	Щ	雄	央	い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬等会議の議長を務め、当事業年度に開催された3回の会議のすべてに出席し、客観的・中立的な立場で指名・報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担いました。
取	締	役	小	澤	直	樹	当事業年度に開催された12回の取締役会のすべてに出席いたしました。 外食産業の取締役としての豊富な経験と見識から特に飲食事業に対し有益な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬等会議のメンバーとして当事業年度に開催された3回の会議のすべてに出席し、客観的・中立的な立場で指名・報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担いました。

	₹	分		氏	名		出席状況、発言状況
							当事業年度に開催された12回の取締役会のすべてに出席
							し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
監	査	役	国	広	伸	夫	当事業年度に開催された13回の監査役会のすべてに出席
							し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について
							意見の表明を行いました。
							当事業年度に開催された12回の取締役会のすべてに出席
							し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
監	查	役	馬	場		清	当事業年度に開催された13回の監査役会のすべてに出席
							し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について
							意見の表明を行いました。
							当事業年度に開催された12回の取締役会のすべてに出席
							し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
監	査	役	落	合	伸	\equiv	当事業年度に開催された13回の監査役会のすべてに出席
							し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について
							意見の表明を行いました。

(注)上表の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものと みなす書面決議が3回ございました。

4. 当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任大有監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
①当社の会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融 商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役 は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告しま す。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務遂行に関する事項について、職務の遂行を適正に 実施させることが確保できないと判断した時は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再 任に関する議案の内容を決定いたします。

(注)本事業報告中の記載金額及び株数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
) 流 動 資 産	8,900,243	流動負債	6,766,229
現金及び預金	4,674,723	支払手形及び買掛金	2,224,274
受取手形及び売掛金	2,080,907	短期借入金	80,000
商品		一年内償還予定の社債	180,000
	148,746	一年内返済予定の長期借入金	1,390,976
販売用不動産	1,034,832	リース債務 未払金	32,634 1,984,135
貯 蔵 品	23,018		49,405
そ の 他	940,752	前受金	137,021
貸 倒 引 当 金	△2,737	賞 与 引 当 金	154,055
固定資産	17,207,294	事業所閉鎖損失引当金	11,616
 有形固定資産	14,413,442	その他	522,109
建物及び構築物	4,197,925	固定負債	8,041,208
機械装置及び運搬具	18,083	社 債	200,000
	·	長期借入金	4,334,124
器具及び備品	198,509	リース債務	24,504
土 地	9,977,617	預り保証金 繰延税金負債	556,706
リース資産	21,306	繰 延 税 金 負 債 再評価に係る繰延税金負債	623,942 850,717
無 形 固 定 資 産	234,962	退職給付に係る負債	962,263
借地権	34,237	資産除去債務	488,950
ソフトウエア	39,662	負 債 合 計	14,807,437
$\int \int \int dx dx dx$	157,067	(純資産の部)	
その他	3,995	株主資本	9,273,172
投資その他の資産	2,558,889	資 本 金	4,552,640
		資本剰余金	3,737,647
投資有価証券	2,019,528	利益剰余金	1,695,800
長期貸付金	420	自己株式	△712,915
差入保証金	412,759	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	1,998,933 261,022
繰 延 税 金 資 産	17,324	土 地 再 評 価 差 額 金	1,737,910
そ の 他	201,822	非支配株主持分	27,995
 貸 倒 引 当 金	△92,964	純 資 産 合 計	11,300,100
資 産 合 計	26,107,538	負債・純資産合計	26,107,538

連結損益計算書(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位 千円)

(2021+3)131148 ()			(十四 111)
科 目		金	額
売 上 高			13,306,037
売 上 原 価			10,787,131
売 上 総 利 益			2,518,906
販売費及び一般管理費			4,146,199
営 業 損 失			1,627,293
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	46	
受 取 配 当	金	63,071	
助成金収	入	436,620	
貸 倒 引 当 金 戻 入	額	19,245	
その	他	22,846	541,830
営業外費用		·	·
支 払 利	息	39,837	
借 入 関 連 費	用	14,648	
その	他	11,509	65,995
経 常 損 失			1,151,458
特 別 利 益			
受 取 補 償	金	16,000	16,000
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 評 価	損	254	
固 定 資 産 除 却	損	77,422	
減損損	失	564,410	
事 業 所 閉 鎖 損	失	18,214	
事業所閉鎖損失引当金繰入	額	11,616	671,918
税金等調整前当期純損失			1,807,376
法人税、住民税及び事業税		18,519	
法 人 税 等 調 整 額		465,963	484,483
当 期 純 損 失			2,291,860
非支配株主に帰属する当期純利益			633
親会社株主に帰属する当期純損失			2,292,494

科 目	金額	科目	(単位 十円) 金 額
(資産の部)	亚 识	(負債の部)	亚 识
流動資産	7,224,159	一流動負債	5,487,722
現金及び預金	3,468,160	買掛金	2,137,818
元 掛 金	1,927,050	短 期 借 入 金	60,000
		一年内返済予定の長期借入金	1,214,668
商品	133,951	リース債務	12,865
販売用不動産	1,042,164	未 払 金 未 払 費 用	1,596,156 104,443
貯 蔵 品	1,865		1,922
前 渡 金	4,130		105,764
前 払 費 用	71,090	預り金	100,522
未 収 入 金	88,694	預 り 保 証 金	33,022
差入保証金	8,638	設備支払手形	11,308
そ の 他	496,154	賞 与 引 当 金	88,131
貸 倒 引 当 金	△17,742	事業所閉鎖損失引当金 資 産 除 去 債 務	11,616
固定資産	15,764,875	資産除去債務 その他	8,571 911
有形固定資産	12,922,272	固定負債	6,224,275
建物	3,148,756	長期借入金	3,509,164
構築物	46,474	リース債務	438
機械装置	12,862	預り保証金	530,023
器具備品	86,590	繰延税金負債	581,904
土地	9,626,956	再評価に係る繰延税金負債 退 職 給 付 引 当 金	850,717 591,209
リース資産	632		48,000
無形固定資産	65,674	資 産 除 去 債 務	112,817
一	34,237	負 債 合 計	11,711,997
	· ·	(純資産の部)	0.000.00
	28,933	株主資本	9,280,284
その他	2,503	資 本 金 資 本 剰 余 金	4,552,640 3,737,647
投資その他の資産	2,776,928	員 	3,573,173
投資有価証券	2,012,996	その他資本剰余金	164,473
関係会社株式	501,498	利 益 剰 余 金	1,702,912
出資金	30	その他利益剰余金	1,702,912
長 期 貸 付 金	2,178,000	固定資産圧縮積立金	1,079,501
長期前払費用	18,427	操越利益剰余金	623,410
長期未収入金	67,674	自 己 株 式 評価・換算差額等	△712,915 1,996,752
差入保証金	170,709	評価・授昇左額寺 その他有価証券評価差額金	258,842
その他	89,557	土 地 再 評 価 差 額 金	1,737,910
質 倒 引 当 金	△2,261,964	純資産合計	11,277,037
資産合計	22,989,035	負債・純資産合計	22,989,035

損益計算書 (2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位 千円)

科目		金	額
売 上 高			9,587,158
売 上 原 価			9,119,551
売 上 総 利 益			467,606
販売費及び一般管理費			936,102
営 業 損 失			468,495
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 ・ 配	当 金	72,510	
助 成 金 収	入	54,618	
貸 倒 引 当 金 戻	入 額	19,458	
その	他	6,601	153,189
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	34,994	
借 入 関 連 費	用	14,648	
その	他	5,682	55,325
経 常 損 失			370,631
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 評	価 損	254	
関係会社株式評	価 損	316,590	
	印 損	51,285	
減 損 損	失	97,157	
	入 額	276,000	
事業所閉鎖排	員 失	6,123	
事業所閉鎖損失引当金線	彙 入 額	11,616	
関係会社事業損失引当金額	繰入額	24,000	783,026
税引前当期純損	失		1,153,658
法人税、住民税及び事業	税	12,427	
法 人 税 等 調 整	額	186,550	198,977
当 期 純 損	失		1,352,635

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

東京テアトル株式会社 取締役会御中

有限責任大有監査法人 東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 神 山 貞 雄 印 業務執行社員 公認会計士 新 井 努 印 業務執行社員 公認会計士 新 井 努 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京テアトル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京テアトル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、 連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

東京テアトル株式会社取締役会御中

有限責任大有監査法人 東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 神 山 貞 雄 印 業務執行社員 公認会計士 新 井 努 印 業務執行社員 公認会計士 新 井 努 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京テアトル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部 監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の 方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法 施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況 について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任大有監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計 算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、 指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

東京テアトル株式会社 監査役会

芳 朗 常勤監査役 宮 下 (印) 広 伸 夫 **印** 社外監査役 玉 場 清 **印** 社外監査役 馬

社外監査役 落 合 伸 二 即

以上

×	Ŧ		

×	Ŧ		

×	Ŧ		

×	Ŧ		

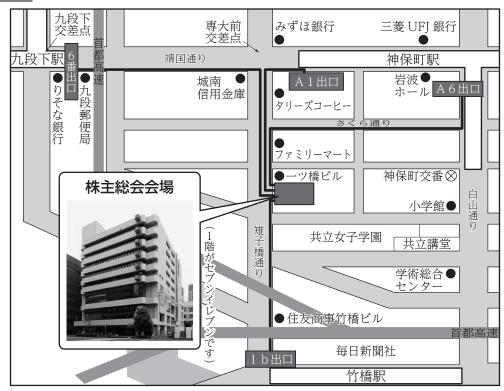
第105回定時株主総会 会場ご案内図

場 所 日本教育会館3階 一ツ橋ホール

東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号

TEL 03 (3230) 2831 (代表)

日 時 2021年6月25日(金曜日) 午前10時(午前9時受付開始予定)



交通機関のご案内

都営地下鉄 ●三 田 線 神保町駅 | A 6 出口 より ………徒歩 5 分

東京メトロ ●東 西 線 竹 橋 駅 1 b 出口 より………徒歩 5 分 九段下駅 6番出口 より………徒歩 7 分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。





